

航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

航空分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

航空分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

航空分野では、令和 5 年 2 月に空港業務（空港グランドハンドリング等）の持続的な発展に向けた、学識経験者や関係業界による「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」を設置した。

同年 6 月には、同検討会において、人材確保等に資する「処遇改善」や「生産性向上」などを盛り込んだ「空港業務の持続的な発展に向けたビジョン」の中間とりまとめを公表し、生産性の向上や人材の確保に取り組んでいる。

（生産性向上のための取組）

生産性向上については、業務のマルチタスク化、空港における G S E 車両等資機材の共有化、先進技術の導入による作業の効率化、新型航空機の導入による作業工数の縮減等を行っている。さらに、令和 7 年までに空港の制限区域内でのレベル 4 自動運転を実現するため、引き続き車両や路側装置等の技術的な検証を行うとともに、必要となるインフラや運用ルールを検討し、令和 6 年のできるだけ早期に指針・ガイダンスの改正等を行うこととしている。

(国内人材確保のための取組)

国内人材の確保については、賃金水準の改善や諸手当の拡充、公休日数の引上げ、育児休業制度の拡充等の労働条件の改善に向けて取り組んでいるほか、空港内の休憩スペースの確保等職場環境の改善により、新規雇用の促進、若年離職者の抑制を図っている。また、国による支援事業を活用した、空港ごとの合同就職説明会の開催をはじめ、空港での工業高校の学生及び教職員向けの施設見学の開催、女性向け講演会の実施のほか、将来の航空需要に対応した航空整備士の養成・確保を図るため、航空整備士を目指す学生向けの無利子貸与型奨学金を創設する等、裾野拡大に向けて取り組んでいる。

(3) 受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の終了による訪日外国人旅行者の増加に伴い、我が国の航空需要は拡大を続けている。さらに、今後「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における訪日外国人旅行者数の政府目標（2030年に6,000万人）の達成に向けた国際線旅客の更なる増加等に的確に対応していくためには、これを支える航空分野の人材確保が極めて重要であり、令和10年度には4万4,900人の就業者が必要であると見込まれる。

現在、航空分野においては、生産性向上や国内人材確保の取組を進めており、採用者数は回復傾向にある一方、離職者数は横ばいで推移しており、また、整備士の高齢化等による大量退職への対応も喫緊の課題となっている。令和4年度における航空分野の主な職種の有効求人倍率は4.99倍（陸上荷役・運搬作業員は5.81倍、他に分類されない輸送の職業は3.89倍、輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く。）は2.43倍）となっており、また、令和4年（6月末現在）の雇用動向調査では「運輸業、郵便業」の欠員率は3.8%となっているほか、今後も更に航空需要が拡大することから、令和10年度には、1万4,100人程度の人手不足が生じると見込まれ、航空分野は深刻な人手不足の状況にあると評価できる。

また、航空分野における業務は日本全国の空港で行われているところ、地方部の空港においても航空需要が拡大し、地方部の人手不足も深刻化していくことが見込まれる。

航空輸送は我が国の経済社会活動や国民生活を支える基盤であり、航空分野の現場で即戦力となる人材は、安全で安定的な輸送の確保のための重要な役割を担っている。訪日外国人旅行者の増加等による航空需要の増加に的確に対応していくことが求められる中、航空分野の基盤を維持し、今後も発展させていくためには、空港内での作業の制約を理解し、航空機用の特殊な機材や工具を用いて作業を行うという一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

航空分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で4,400人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

当該受入れ見込数は、航空分野において、向こう5年間で1万4,100人程度の人手不足が見込まれる中、業務のマルチタスク化等による毎年1%程度の生産性向上

(5年間で2,100人程度)及び労働条件の改善等による追加的な国内人材の確保(5年間で7,600人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる最大4,400人を1号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

航空分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。

また、特定技能1号の在留資格については、航空分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準(試験区分)

別表1 a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験

イ 日本語能力水準

(ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」

(イ)そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準(試験区分及び実務経験)

ア 試験区分

別表2 a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験

イ 実務経験

(ア)空港グランドハンドリング業務においては、現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験を要件とする。

(イ)航空機整備業務においては、現場において専門的な知識・技量を要する作業を実施した実務経験を要件とする。

4 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

(1)国土交通大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

(2)一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人）

別表1 b. 業務区分（5（1）ア関係）の欄に掲げる業務

イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人）

別表2 b. 業務区分（5（1）イ関係）の欄に掲げる業務

（2）特定技能所属機関に対して特に課す条件

ア 空港管理者により空港管理規則に基づく当該空港における営業の承認等を受けた事業者若しくは航空運送事業者又は航空法に基づき国土交通大臣の認定を受けた航空機整備等に係る事業場を有する事業者若しくは当該事業者から業務の委託を受ける事業者であること。

イ 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「航空分野特定技能協議会」（以下「協議会」という。）の構成員になること。

ウ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。

エ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

オ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記イ、ウ及びエの条件を満たす登録支援機関に委託すること。

カ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

（3）特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

（4）治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

（5）特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

自治体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行うとともに、協議会等と連携し、本制度の趣旨や優良事例の情報を全国的に周知することを含め、必要な措置を講じることによって、地方部の中小事業者も含めた各特定技能所属機関に採用活動や生活支援の充実を促し、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

6 経過措置

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針3（1）に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなす。

旧試験区分	新試験区分
特定技能評価試験（航空分野：空港グランドハンドリング）	航空分野特定技能1号評価試験（空港グランドハンドリング）
特定技能評価試験（航空分野：航空機整備）	航空分野特定技能1号評価試験（航空機整備）

別表 1

項番	a. 試験区分 (3 (1) ア関係)	b. 業務区分 (5 (1) ア関係)
1	航空分野特定技能 1 号評価試験 (空港グランドハンドリング)	空港グランドハンドリング (社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事)
2	航空分野特定技能 1 号評価試験 (航空機整備)	航空機整備 (機体、装備品等の整備業務等)

別表 2

項番	a. 試験区分 (3 (2) ア関係)	b. 業務区分 (5 (1) イ関係)
1	航空分野特定技能 2 号評価試験 (空港グランドハンドリング)	空港グランドハンドリング (社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事し、工程を管理)
2	航空分野特定技能 2 号評価試験 (航空機整備) 航空従事者技能証明のうち以下のもの 一等航空整備士 (飛行機) 一等航空整備士 (回転翼航空機) 二等航空整備士 (飛行機) 二等航空整備士 (回転翼航空機) 一等航空運航整備士 (飛行機) 一等航空運航整備士 (回転翼航空機) 二等航空運航整備士 (飛行機) 二等航空運航整備士 (回転翼航空機) 航空工場整備士 (機体構造関係) 航空工場整備士 (ピストン発動機関係) 航空工場整備士 (タービン発動機関係) 航空工場整備士 (プロペラ関係) 航空工場整備士 (計器関係) 航空工場整備士 (電子装備品関係) 航空工場整備士 (電気装備品関係) 航空工場整備士 (無線通信機器関係)	航空機整備 (自らの判断により行う、機体、装備品等の専門的・技術的な整備業務等)